

はじめに

平成17年に「発達障害者支援法」が施行され、法的にも、発達障がいのある子ども達へ支援を充実させることが明確になりました。

また、平成19年4月から、改正学校教育法の施行とともに、特別支援教育への取組が、本格的に始まりました。

このような中、本県では特別支援教育を推進していくために、平成15、16年度に文部科学省委嘱による「特別支援教育推進体制モデル事業」に取組み、平成17年度からは「特別支援教育体制推進事業」に取り組んできました。本事業では、各小・中学校における特別支援教育コーディネーターの指名や養成研修、校内委員会の設置、特別支援学校や専門家チームとの連携、個別の指導計画の作成など、各学校における特別支援教育の体制整備を図ってきました。

本年度は、教職員や保護者、一般県民を対象とした発達障がいに関する研修を行い、広く特別支援教育についての理解啓発を図ってきたところです。

これまでの特別支援教育の体制整備については、平成19年3月にガイドブック試案として報告書にまとめましたが、校内委員会は設置したものの、支援を必要とする子どものために「どう対応してよいか具体的な方法がわからない。」という先生方の声が聞かれるなど、課題も多く残されていました。

そこで、特別支援教育の理解と支援の在り方について、わかりやすい情報を発信していくことが必要であると考え、ガイドブックを改訂することにしました。内容的には昨年度の試案の趣旨を引継ぎながら、分かりやすく表現するとともに、先生方への具体的な支援のポイントを加えて、どこでも誰でもできる支援の方法を提供できればと考えて作成しました。

目の前に支援が必要な子どもがいれば、診断のあるなしにとらわれることなく、実態を的確に把握し、できることから取組み、どの子どももいきいきとした学校生活を送ることができるようにしていただきたいと思います。

最後になりましたが、本ガイドブックの作成に当たり、ご協力いただいた皆様方に深く感謝いたします。

平成20年3月

宮崎県教育庁特別支援教育室長
有馬 順 一 郎

目次

はじめに

I 特別支援教育とは	1
II 発達障がいとは	3
III 支援の実際	
1 支援の手順	7
2 気付くことから始めよう	8
3 情報の収集をしよう	9
4 実態を把握しよう	11
5 仮説をたてよう	12
6 目標を設定しよう	14
7 支援の方法を検討しよう	15
8 評価、見直しをしよう	19
IV 支援のアイデア	20
① 話を聞けるようにするために	21
② 楽しく文字を書けるようにするために	22
③ 文字や文を正しく読むために	23
④ 楽しく話すことができるために	24
⑤ 楽しく計算ができるようにするために	25
⑥ 宿題が1人でできるようにするために	26
⑦ 忘れ物を少なくするために	27
⑧ 身の回りの整理整頓をするために	28

⑨ 行事にスムーズに参加するために	29
⑩ 給食を楽しく食べるために	30
⑪ 時間をまもれるようにするために	31
⑫ 細かな作業ができるようにするために	32
⑬ 教室から飛び出さないようにするために	33
⑭ 大きな音を怖がらないようにするために	34
⑮ 遊びのルールがわかるようにするために	35
⑯ 友だちとのやり取りを楽しくするために	36
⑰ 気持ちのコントロールをするために	37

v ボランティアを活用した支援

1 学生支援員について	38
2 特別支援学校における「教育アシスタント」の取組	41
3 小・中学校における学生支援員の取組（調査結果から）	44

資料

■ 個別の指導計画の書き方	50
■ 相談窓口	54
■ 特別支援教育に関する通知等一覧	55
■ 心理検査	57



I 特別支援教育とは

特別支援教育とは、これまでの特殊教育の対象だけでなく、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症等の発達障がいを含め、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行うものです。

これまでの特殊教育では、障がいのある児童生徒の教育は、障がいの種類や程度に応じて、盲・聾・養護学校や特殊学級などの特別の場で行われてきました。

特別支援教育では、特別の場に限らず、様々な場で障がいによる教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行います。

このことは、平成19年4月1日から施行された改正学校教育法にも下記のように盛り込まれています。

学校教育法第75条第1項

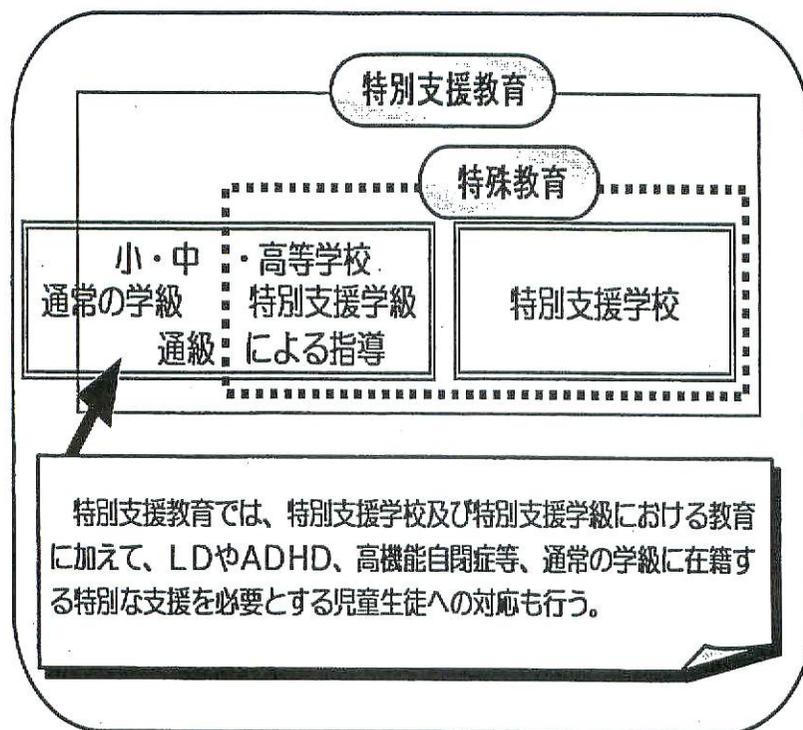
小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、次項各号のいずれかに該当する児童、生徒及び幼児その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

第2項

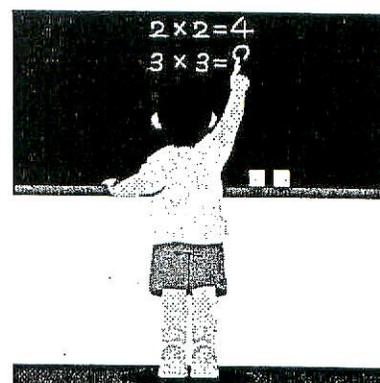
小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 1 知的障害者
- 2 肢体不自由者
- 3 身体虚弱者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

（以下略）



小・中学校においては、特別支援学級に在籍している障がいのある児童生徒はもちろんのこと、通常の学級に在籍している発達障がい等のある児童生徒に対しても適切な教育的支援を行わなければならないということになります。そのためには、各学校において全ての職員の協力のもと、障がいのある児童生徒への支援体制を整備する必要があります。



著作権の関係によりこのページはアップロードされて
いません。
ご了承下さい。

著作権の関係によりこのページはアップロードされて
いません。
ご了承下さい。

著作権の関係によりこのページはアップロードされて
いません。
ご了承下さい。

著作権の関係によりこのページはアップロードされて
いません。
ご了承下さい。